

第3回 LCV「諏訪圏情報BOX」

- **放送日** 令和6年7月9日(火)、7月16日(火)
- **テーマ** 「住宅の耐震改修促進について」
- **出演者** 諏訪建設事務所建築課 遠山 聖弥

○ 聞き手とのやりとり(概要)

(Q) 今回のテーマである「住宅の耐震改修の促進」について、伺います。令和6年1月、能登半島で大きな地震がありました。倒壊した建物も多数あるようです。

(A) 大変痛ましいことですが、決して他人事ではありません。今回の地震だけでなく、過去の大規模な地震の際には、建物の倒壊により多くの犠牲者が出ました。地震がいつ起きるかわからないからこそ、住宅の耐震化を進めていただくことが大切です。

県では県民の生命や財産を守り、災害復旧費用を軽くするため、住宅の耐震診断・耐震改修を進めており、それら費用の一部を市町村と助成する制度があります。

(Q) もしもの時に備えることが大切ですね。どのような住宅が対象になりますか。

(A) 昭和56年5月31日以前に建てられた木造の一戸建て住宅が対象になります。

(Q) では県の取組について、具体的に教えてください。

(A) 始めに「耐震診断」についてです。「耐震診断」とはお住まいの住宅に耐震性があるかないかを診断することを言います。診断の結果、耐震性が不足する場合には、補強工事を行うことで耐震性を高めることができます。長野県では、住宅の所有者から耐震診断の依頼があった場合、耐震診断士を派遣して「無料」で耐震診断を実施しています。

(Q) 無料で専門家に診断してもらえるのは魅力ですね。補強工事の助成制度についても教えてください。

(A) 耐震診断の結果、耐震性が低いと判断された住宅に対して、補強工事や除却に係る費用を助成するものです。令和6年度から市町村の補助を受けて行う耐震改修工事に対して、県が上乘せして助成を行っています。

(Q) 対象となる住宅をお持ちの方にとっては非常に興味深い内容ですね。それ

ではそれぞれの詳細を教えてください。

- (A) まず、住宅の耐震改修工事を行う場合、工事費に対して最大 100 万円を助成します。また、住宅の除却工事を行う場合、最大 83.8 万円を助成します。お住まいの市町村によっては、限度額が異なる場合がありますので詳しくは市町村窓口へお問い合わせください。さらにこれに加えて、令和 6 年度からは市町村の補助を受けて行う耐震改修工事に対して、県が最大 50 万円を上乗せして助成します。市町村の助成制度を受けていることなど条件もあるため、市町村の窓口にて確認してください。
- (Q) 助成制度を利用して住宅の耐震化を進めましょうということですね。
- (A) そうですね。各助成制度の詳細については、県の HP でも確認できますので是非ご覧ください。
- (Q) 最後に、ラジオを聞いている皆さんにお伝えすることはありますか。
- (A) 冒頭でも言及させていただきましたが、地震がいつ起きるかわからないからこそ、住宅の耐震化を進めていただくことが大切です。お住まいの市町村の耐震担当窓口へお気軽にご相談ください。
- (Q) 本日はありがとうございました。